

新たな千葉県漁業調整規則の制定について

＜新規則のポイント＞ 漁業法改正に伴い漁業許可制度等が見直されたほか、国が定める海面規則例と内水面規則例が一本化されるなど、抜本的な改正が必要となったことから、県内の操業実態や漁業関係者の意見等を踏まえ、新規に規則を制定します。

現行制度（主なもの）

海面漁業調整規則

- 漁業の許可
 - ・小型まき網など18漁業に許可が必要
 - > 定数漁業：公示した期間内に申請する
承継には制限あり（共同経営等）
 - 非定数漁業：隨時申請可能
 - ・許可の有効期間は原則3年
- 禁止漁法、禁止期間、体長等制限、禁止区域等、船舶の総トン数等の制限
- 遊漁者等の漁具漁法制限

内水面漁業調整規則

- 採捕の許可
 - ・さし網など20漁法による採捕に許可が必要
 - ・採捕許可の有効期間は原則3年
- うなぎ稚魚の採捕には特別採捕許可が必要

その他の制度（委員会指示）

- いかつり漁業の承認制
- 宝石さんの採捕制限

その他の制度（許可方針）

- 漁獲成績報告書の提出

一本化
↓
河口域の取締に効果的

漁業調整規則

- 漁業の許可
 - ・なまこ漁業（漁業権、漁業許可に基づき採捕されるものを除く）、いかつり漁業、うなぎ稚魚漁業（3年の経過措置あり）を新たに許可漁業として位置付け
 - ・実態のない許可漁業の見直し（えびかぶせ網は許可対象から除外）
 - ・定数、非定数の別を廃止（許可に当たっては県が公示して希望者を募集）
 - ・承継に関する制限（共同経営等）は設けない
 - ・許可の有効期間は原則5年
 - ・資源管理の状況等の報告（漁獲成績報告書の提出）
- 資源に悪影響のある漁法（空釣なわ）を禁止漁法に位置付け
- 宝石さんの採捕禁止を規定
- 禁止区域、船舶の総トン数等の制限のうち、許可漁業に係るものは法改正による罰則強化に伴い、規則ではなく、許可の制限措置や条件に位置付け
- 内水面の採捕許可制度は現行どおり

規制が定着したことなどから、固定的な規制とするため、規則に規定

許可を受けた者は資源管理の状況等の報告が義務化されたため規則に規定

新規則（案）

全ての漁業許可において

- ・漁業種類
- ・許可等の数及び船舶の総トン数
- ・推進機関の馬力数
- ・操業区域
- ・漁業時期
- ・漁業を営む者の資格を制限措置として定め、申請期間とともに公示して申請を受付
注：現行の非定数漁業のような随时申請は不可

＜許可フロー図（例）＞

① <県>
漁業種類、許可数、操業区域、漁業時期、申請期間などを公示

② <漁業者>
所属組合を通じて申請

③ <県>
書類を審査し、許認可

許可期間中
<漁業者>
・新規許可要望がある場合は
その都度①～③の手続きが必要
・代船や承継の場合は②～③により手続きが可能

特定水産動植物の指定（漁業法）

- ・悪質な密漁の抑止を図るため、あわび、なまこ、うなぎ稚魚を特定水産動植物に指定し、罰則強化
- > 3年以下の懲役または3,000万円以下の罰金
(個人に対する罰金の最高額)



適法な採捕以外は厳罰化